

「交通事故をなくす運動」住之江区推進本部要綱

趣旨

最近、激増しつつある交通事故、とくに死亡事故の絶滅をはかって人命の安全を確保するため、大阪府・大阪市が中心となって結成された「交通事故をなくす運動」連絡協議会の趣旨にそって、全住之江区民協力のもとに人命尊重の意思を高めるとともに、正しい交通ルールを守るよう関係団体が一丸となってこの運動を強力に推進しようとするものである。

推進本部の組織と役員

- 1 この運動を推進するために、次の各種団体をもって「交通事故をなくす運動」住之江区推進本部を結成し、住之江区における運動の推進母体とする。
- 2 推進本部に次の役員を置く。
本部長 1名（現に住之江区長の職にあるもの）
本部員 若干名（※1住之江警察署長ほか各種団体長の職にあるもの）
- 3 事務局
事務局は、住之江区役所に置く。
- 4 推進本部の運動を推進するため別途、「交通事故をなくす運動」推進住之江区実行委員会を結成し、運動の自主的な実践にあたるものとする。

運動推進要綱

- （1）推進本部は、府要綱に基づき全区民に広報するとともに、住之江区実行委員会に伝達してこれの実践にあたる。
- （2）住之江区実行委員会は、この運動の趣旨にそって、それぞれ自主的な運動を企画し、また機会あるごとにこの運動の趣旨の普及につとめる。
- （3）住之江区実行委員会は、この運動の効果を挙げるうに適切な意見があるときは推進本部に連絡する。
- （4）推進本部は、交通事故防止についての意見を積極的に関係行政機関に連絡し、その実現をはかる。

※1 本部員の団体長については次に掲げるものとする。

- ・住之江警察署長
- ・住之江区社会福祉協議会会長
- ・住之江区地域振興会会長
- ・住之江区PTA協議会会長
- ・住之江交通安全協会会長
- ・住之江消防署長
- ・建設局住之江工営所長
- ・環境局西南環境事業センター所長
- ・大阪港湾局施設管理部施設管理課長

附 則

この要綱は、平成26年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。